

第 2 回 烏川流域水害対策協議会を開催します

県では、烏川ほか 3 河川を特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和 7 年 3 月 28 日に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定しました。

このたび、特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るべく、「流域水害対策計画」の策定に向けた協議を行うため、下記のとおり第 2 回の協議会を開催するのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和 8 年 10 月 15 日（木） 14 時 00 分 ～ （1 時間程度）
- 2 場 所 新潟県村上地域振興局 2 階会議室
- 3 議 題
 - （1）烏川流域水害対策協議会の規約改正について
 - （2）第 1 回烏川流域水害対策協議会のふりかえり
 - （3）烏川流域水害対策計画（素案）について
 - （4）今後のスケジュールについて
- 4 その他
 - ・会議は公開で行い、傍聴者の定員は 10 名です。
 - ・傍聴者の参加は、13 時 30 分から受け付け先着順に定員に達するまでとします。
 - ・傍聴者は、別紙 1 を遵守の上、傍聴をお願いします。
 - ・記者席は別途設けます。
 - ・協議会構成員名簿は別紙 2 のとおりとなります。

本件についてのお問い合わせ先

村上地域振興局地域整備部	副部長	土田
（直通）0254-52-7966		
新発田地域振興局地域整備部	副部長	佐藤
（直通）0254-26-9544		
土木部河川管理課	課長補佐	近藤
（直通）025-280-5849		

傍聴要領

烏川流域水害対策協議会

1 傍聴する場合の手続き

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- ② 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ 携帯電話の電源を切ること。
- ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- オ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- ク その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- ① 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従って下さい。
- ② 傍聴者が前記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

烏川流域水害対策協議会 構成員名簿

北陸農政局（局長）	
農林水産省 北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所	次 長
関東森林管理局（局長）	
林野庁 関東森林管理局 下越森林管理署村上支署	支署長
北陸地方整備局（局長）	
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
新潟県（知事）	
新潟県 村上地域振興局 農林振興部	部 長
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	部 長
新潟県 新発田地域振興局 農村整備部	部 長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部 長
新潟県 新潟地域振興局 農林振興部	部 長
村上市（市長）	
村上市 総務課	課 長
村上市 農業政策推進課	課 長
村上市 林業水産創造課	課 長
村上市 建設課	課 長
村上市 都市計画課	課 長
村上市 上下水道課	課 長
胎内市（市長）	
胎内市 総務課	課 長
胎内市 農林水産課	課 長
胎内市 地域整備課	課 長
胎内市 上下水道課	課 長
土地改良区	
荒川沿岸土地改良区	理事長
胎内川沿岸土地改良区	理事長